

統計委員会部会設置内規

平成 19 年 10 月 5 日

統計委員会決定

改正 平成 19 年 10 月 29 日

改正 平成 20 年 11 月 10 日

改正 平成 21 年 1 月 19 日

改正 平成 21 年 3 月 9 日

改正 平成 22 年 5 月 21 日

統計委員会（以下「委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請、及び法律の施行の状況に関する事項
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項
統計基準部会	統計基準に関する事項
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項

(別紙)

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

(定義)

第二条(1~11略)

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工したものをいう。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

匿名データの作成時における匿名性の確保に関する調査審議

(注) 1 匿名データの提供方法(利用者の範囲、利用手続き、手数料等)については、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」(平成21年2月17日総務省政策統括官(統計基準担当)決定、平成21年9月29日改正)の中で規定。

2 諮問対象以外の統計調査の匿名データ等(当該データの作成の有無、作成予定時期等)については、平成21年度以降、毎年度、統計委員会が実施する基本計画のフォローアップの中で審議予定。